

令和元年第12回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月20日（金）午後3時30分から午後4時40分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室
- 3 出席委員（13人）

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	5番	笹塚 成之
	6番	芳賀	修一	7番	平松 利幸
	8番	大加瀬	真紀子	10番	長井 修
	11番	山崎	常雄	12番	大野 智美
- 4 欠席委員（1人）

委員	4番	佐藤	寿恵
----	----	----	----
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
  - 第5 報告第2号 農用地利用関係の調整結果について
  - 第6 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
  - 第7 議案第2号 農地法第30条による農地利用状況調査及び荒廃農地調査に基づく農地状況の判定について
  - 第8 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について
  - 第9 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第11 議案第6号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
  - 第12 追加報告第1号 土地の現況証明願出について
  - 第13 追加報告第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 山口 丈夫

## 7 会議の概要

【開催に先立ち先月逝去された横山主任のご冥福をお祈りし、全員で黙祷】

会 長 今日とは今年最後の総会ですので皆さんから忌憚のないご意見をいただきながら議事を進めていきたいと思ひます。それでは始めたいと思ひます。

議 長 ただいまの出席委員は、12名であります。  
定足数に達してありますので、これより令和元年、第12回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、7番 平松利幸君 8番 大加瀬真紀子君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和元年第11回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

次に、佐藤委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく囑託代位登記の完了について」の件、日程第5、報告第2号「農用地利用関係の調整結果について」の件の2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

本件番号1と2については、7月31日ニセコ町告示第55-1号で告示した案件であり、農地保有合理化事業による売り渡しで、北海道農業公社から1番

が株式会社〇〇に、2番が〇〇さんにそれぞれ所有権移転の登記が完了しております。

3番と4番については10月31日ニセコ町告示第70号により〇〇さんから〇〇へ、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転の登記が完了、5番については11月22日のニセコ町告示第72号の案件で、農地保有合理化事業の買い入れに伴う所有権移転登記の完了ということになります。

以上で報告第1号を終わります。

**【報告第2号の朗読】**

本案は第11回総会において調整委員を指名した案件で、12月16日に農用地利用関係調整委員会を開催し、合意に至っております。

以上、報告第2号を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第2号までを報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【議案第1号の朗読】**

今回の対象地は、10月29日に委員全員と事務局とで行った農地パトロールで確認したものです。

15ページから30ページまで該当航空写真を添付しております。

みなさんにもご覧いただいたとおり現況は、長い間、耕作放棄されていたため荒廃が進んでおり、農地基盤整備事業等の計画もないことから、非農地としても問題ないと考えます。

なお、非農地と判断した農地については非農地通知書により土地所有者に今回の判定結果をお知らせします。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

なければ、質疑を終了いたします。

本案については討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号「農地法第30条による農地利用状況調査及び荒廃農地調査に基づく農地状況の判定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

これらも10月29日に農地パトロールで現地確認した結果、A放棄地からB放棄地に判定を変えるものについて、全体で確認し決定いただくものです。

33ページから44ページまでに航空写真を添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地法第30条による農地利用状況調査及び荒廃農地調査に基づく農地状況の判定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第30条による農地利用状況調査及び荒廃農地調査に基づく農地状況の判定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読】

本案は、使用貸借により経営移譲している農地について、次の議案第4号にあります。生前贈与する際に第三者に賃貸借していた農地についても贈与するため、一度賃貸借を解約するものです。農地の引渡しを行う時期の6ヶ月以内に成立しているため、問題ないと考えます。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番

生前贈与のところを聞き逃したのですが。

事務局

字〇〇の〇〇さんにつきましては、〇〇さんから息子の〇〇さんに使用貸借という形で経営移譲していて、〇〇さんが経営者ですが、今回使用貸借から所有権移転に切り替える、生前贈与するということです。これは〇〇さんが青年就農給付金という補助金を受けておまして、5年以内に所有権移転することが補助の条件となっていることからです。このことに併せ、第三者に貸している農地についても贈与することから一度解約し、所有権を〇〇さんに移してから〇〇さんと賃貸借を結び直すこととなります。

議長

ほかに質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第4号の朗読】

本案は、使用貸借により経営移譲した農地について、贈与による所有権移転を行い安定した農業経営を図るものです。譲り受け人は同地において平成27年に経営移譲してから、経営を継続しており、51ページの調査書にあるとおり要件を全て満たしているものと考えております。申請土地の図面については50ページをご覧ください。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第5号の朗読】

本案については、利用権の設定が5件で177,414㎡です。

番号1は、〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借で図面は55ページ、番号2は、〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借で図面は56ページ、番号3は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借で図面は57ページ、番号4は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借で図面は58ページ、番号5は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借で図面は59ページに添付しています。

以上の計画内容は、60ページから64ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第5号を終わります。

議 長

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第6号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします

事務局

【議案第6号の朗読】

本案については、農家住宅建設のため農振農用地区域の除外を行うため協議を求められた件です。

現在の住宅の横の畑に、新たな住宅を建設する計画であり、地番は字〇〇△△番地△から分筆された△△番地△の1筆、面積は△△㎡です。通路、冬季雪捨場、庭等の面積もある農家住宅建設のための計画除外であり、やむを得ないものと考えます。

以上で議案第6号を終わります。

議 長           これより、議案第6号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○番           字〇〇△△番地△から△△番地△に分筆されたということで、66ページ(1)には「△△番地△の内」となっていますが、(2)には「△△番地△」となっています。こちらも「△△番地△の内」と考えてよろしいですか。

事務局           66ページは町農政課からの資料ですが、そのように考えてください。

議 長           ほかに質疑はありませんか。

                  【なしの声あり】

                  質疑なしと認めます。

                  これをもって、質疑を終了いたします。

                  本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

                  これより、議案第6号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件を採決いたします。

                  本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

                  【全員挙手】

                  全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

                  以上で、告示された議案は全部終了いたしました。引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

                  これに、ご異議ありませんか。

事務局           【「異議なし」の声あり】

                  ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

                  日程第12、追加報告第1号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

                  事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

                  【追加報告第1号の朗読と説明】

                  過去に農地転用許可をしている土地の地目変更のため、現況証明の願出が提



出されました。許可書の紛失のためです。通常、冬期間は願出を受けませんが、ニセコ町農業委員会現況証明等事務取扱要綱の第8条第1項第1号により現地調査を実施しない場合の記載があり、今回は当時の許可書の写し及び建築確認済証等の提出書類により願出を受理したものです。また、早急に手続きを要することから会長専決にて処理しております。

以上で朗読と説明を終わります。

それでは、ただ今の追加報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なしの声あり】

特に発言がないようですので、追加報告第1号を報告済とします。

追加議案第1号については〇〇委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に基づき、本議案の審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

日程第13、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第1号の朗読と説明】

本案については、報告第2号にありました農用地利用関係調整の結果を受けての所有権の移転が1件です。

〇〇さんから株式会社〇〇への売買で図面は6ページに添付しております。計画内容についても7ページの調査書に記載のとおり各要件を満たしていると考えます。

以上で朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【〇〇委員入室】

以上をもって、令和元年、第12回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月20日

議 長 荒 木 隆 志 印

署名委員 7番 平 松 利 幸 印

署名委員 8番 大加瀬 真紀子 印